

岐阜県住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録に関する事務（法第58条の規定に基づき中核市の長が行うものを除く。）の取扱いについて必要な事項を定め、事務の円滑な実施を図ることを目的とする。

(登録の申請)

第2条 法第8条の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、法第9条第1項の規定に基づき住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「省令」という。）で定める住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請書（省令別記様式第1号）により知事に登録を申請するものとする。

2 前項の申請書には、法第9条第2項の規定に基づき省令第10条に定める書類を添付しなければならない。

(登録の基準)

第3条 法第8条の登録の基準は、法第10条第1項各号に定めるとおりとする。

(登録等の通知)

第4条 知事は、法第10条第1項の規定に基づき登録を行ったときは、同条第2項の規定に基づき住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録簿（様式第1号）に記載するとともに、同条第3項の規定に基づき住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録通知書（様式第2号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

2 知事は、前条の基準に適合しないと認めるときは、法第10条第4項の規定に基づき、その理由を示して、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録不適合通知書（様式第3号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

3 知事は、法第10条第1項の規定に基づき登録を行ったときは、同条第5項の規定に基づき住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録について（様式第4号）によりその旨を当該事業に係る住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の存する市町村の長（以下「市町村長」という。）に通知するものとする。

(登録の拒否の通知)

第5条 知事は、法第11条第1項の規定に基づき登録を拒否するときは、同条第2項の規定に基づき住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録拒否通知書（様式第5号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

(登録事項等の変更)

第6条 法第8条の登録を受けた事業を行う者（以下「登録事業者」という。）は、法第9条第1項各号に掲げる事項に変更があったとき、又は同条第2項に規定する添付書類の記載事項に変更があったときは、法第12条第1項の規定に基づき省令で定める住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録事項等の変更届出書（省令別記様式第3号）によりその旨を速やかに知事に届け出るものとする。

2 知事は、法第12条第3項の規定に基づき変更の登録を行ったときは、同条第4項の規定に基づき住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録事項等の変更について（様式第6号）によりその旨を市町村長に通知するものとする。

(廃止の届出)

第7条 登録事業者は、法第8条の登録を受けた住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を廃止したときは、法第14条第1項の規定に基づき住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業廃止届出書（様式第7号）によりその旨を速やかに知事に届け出るものとする。

（登録の抹消の通知）

第8条 知事は、法第15条第1項の規定に基づき登録の抹消を行ったときは、同条第2項の規定に基づき住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録の抹消について（様式第8号）によりその旨を市町村長に通知するものとする。

（登録事項の訂正等の指示）

第9条 知事は、法第23条各項の指示は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る指示書（様式第9号）により登録事業者に行うものとする。

2 前項の指示を受けた者は、指示事項を速やかに遂行するとともに、その結果について、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る是正結果報告書（様式第10号）により知事に報告するものとする。

（登録の取消しの通知）

第10条 知事は、法第24条第1項又は第2項の規定に基づき登録を取り消したときは、同条第3項の規定に基づき住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録取消通知書（様式第11号）によりその旨を登録事業者であった者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月5日から施行する。